

千葉県報

定例
令和5年3月31日

目次

地方自治法に基づく指定納付受託者の指定	一
土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定	一
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	二
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	二
令和四年千葉県告示第二百三十一号の一部を改正する告示	二
道路区域の変更(五件)	三
道路の供用開始(四件)	三
自転車歩行者専用道路の指定	四
車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定及び同令第十条第一項の規定による車両の通行方法	四
急傾斜地崩壊危険区域の指定	五
都市計画公園事業の認可	六
都市計画公園事業の事業計画の変更認可	六
千葉県収入証紙売りさばき人の名称及び所在地の変更	七
教育委員会告示	七
博物館登録原簿の登録	七
平成十七年千葉県教育委員会告示第四号を廃止する告示	七
教育委員会教育長告示	七
千葉県指定無形文化財の保持者の認定の解除	七
選挙管理委員会告示	七
昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号の一部を改正する告示	七
公告	七
行政書士法に基づく処分(三件)	八
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	八
教育委員会教育長告示	八
公立学校教員採用候補者選考の実施	八
特定調達公告	八
入札公告(三件)	九
落札者等の公告	九

告示

千葉県告示第四百十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、千葉県県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)に基づく個人の事業税(普通徴収のものに限る。)及び不動産取得税(普通徴収のものに限る。)を納付させる指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

名 称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目三三番五号	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和五年三月二十四日
ちばぎんジェーシーピーカード株式会社	千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和五年三月二十四日

千葉県告示第四百十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定する区域 成田市不動ヶ岡字申新田一、九六七番二の一部、一、九六七番五の一部、一、九六八番二、一、九七五番二の一部、一、九七五番三の一部、一、九七六番四の一部、一、九七六番五の一部及び一、九七六番七の一部(別図のとおり)
 - 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 - 当該区域において講ずべき措置 地下水の水質の測定
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害

物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 成田市不動ヶ岡字申新田一、九六七番二の一部、一、九六七番五の一部及び一、九六八番二の一部(別図のとおり)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百四十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
産一〇二	四街道市上野字囲碁山二四七番一の一部、二四七番三の一部、二四七番四の一部、二五二番の一部、二五三番の一部及び二五四番の一部並びに字供養塚二五七番一の一部、二六四番一の一部、二六四番二の一部及び二六四番三の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第十三条の二第一号に掲げる埋立地
産一一二	市原市姉崎海岸一番一の一部	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地

千葉県告示第四百四十五号

令和四年千葉県告示第二百三十一号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

二2の表四の項中「四二・八トン」を「四四・〇トン」に改め、同表五の項中「四・一トン」を「四・二トン」に改める。

千葉県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、令和五年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
館山市犬石字 巴三八番一地	前	一一・三七メートルから 一二・六八メートルまで	五七・九八メートル
先から大神宮 字西四六一番 二地先まで	後	一〇・八三メートルから 二一・三四メートルまで	五七・九八メートル

千葉県告示第四百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
野田市清水字 中原付四一五 番四地先から 三八二番五九 地先まで	前	七・七四メートルから 八・八三メートルまで	二五六・三四メートル
	後	一六・〇〇メートルから 三八・七六メートルまで	二五六・三四メートル

千葉県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十八号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
いすみ市小池字下川間六二七番一地先から字埋田二一七番一地先まで	前A + B	五・〇〇メートルから七・九〇メートルまで	七〇一・三六メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後B	一・〇〇メートルから三〇・〇〇メートルまで	六五五・八〇メートル	

千葉県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和五年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯岡一宮線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
山武郡横芝光町屋形字羽崎五、三一六番八八地先から字今切五、〇八〇番一、二地	前A + B	六・二〇メートルから二〇・五〇メートルまで	九一四・〇〇メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後B	一四・八〇メートルから五四・五〇メートルまで	一、三三〇・〇〇メートル	

先まで

う。

千葉県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上布施勝浦線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
夷隅郡御宿町実谷字小塚一、〇六二番一、〇六二番一	前	一三・七四メートルから一六・八八メートルまで	二二・〇〇メートル
	後	一三・七四メートルから二一・五八メートルまで	二二・〇〇メートル
山ノ下六三六番一地先まで	前	三・八三メートルから八・〇九メートルまで	二六・〇〇メートル
	後	八・八六メートルから九・四四メートルまで	二六・〇〇メートル

千葉県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和五年四月一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、令和五年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
国道四百六十五号	君津市蔵玉字安郷沢一、二八八番二地先から字城ノ腰九二一第一地先まで

千葉県告示第百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和五年四月一日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道九十九里一宮大原自転車道線	いすみ市岬町和泉字三軒屋二ノ瀬四、四五七番五地先から字中洲四、五九九番一地先まで

千葉県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和五年四月一日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和五年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道多古笹本線	香取郡多古町多古字高根下二五三番一地先から二二九番七地先まで

千葉県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和五年四月一日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道上布施勝浦線	夷隅郡御宿町実谷字小塚一、〇六二番一地先から字山下六三六番一地先まで 夷隅郡御宿町実谷字坂ノ下九七二番一地先から九七六番一地先まで

千葉県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の十三第二項の規定により、次のとおり自転車歩行者専用道路の指定をする。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 九十九里一宮大原自転車道線
- 三 指定する道路の区間
いすみ市岬町和泉字三軒屋二ノ瀬四、四五七番五地先から字中洲四、五九九番一地先まで
- 四 指定する期日 令和五年三月三十一日

千葉県告示第百五十六号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

指定する道路の路線名及び区間	区間
一般国道四百九十号	袖ヶ浦市三箇一、九八一番一地先から林三六〇番一地先まで
一般国道四百十号	木更津市下郡一、四一〇番一〇地先から袖ヶ浦市三箇一、九八一番一地先まで

- 二 指定する期日 令和五年四月一日
- 三 通行方法

一 一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り込むためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接

2 後方警戒措置

触しないよう十分に注意すること。

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上縦寸法〇・一二メートル以上又は横寸法〇・一二メートル以上縦寸法〇・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

千葉県告示第百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉県土木事務所において縦覧に供する。

なお、同項の規定により昭和四十七年千葉県告示第六百六十一号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 指定に係る区域

小仲台急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第五三号までを順次結んだ線及び標柱第五三号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。
標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市区町村名	大字名	地番
一	千葉市稲毛区	小仲台九丁目	一一三番一
二	〃	〃	一一三番一
三	〃	〃	一一三番一
四	〃	〃	一一三番四
五	〃	〃	八七七番七
六	〃	〃	八七七番九
七	〃	〃	八七七番二八六
八	〃	〃	八七七番二八六
九	〃	〃	八七七番一三

一〇	〃	〃	八七七番一三
一一	〃	〃	八七七番一三
一二	〃	〃	八七七番一三
一三	〃	〃	八七七番一三
一四	〃	〃	八七七番一五
一五	〃	〃	八七七番一五
一六	〃	〃	八七七番一五
一七	〃	〃	八七七番一五
一八	〃	〃	八七七番一五
一九	〃	〃	八七七番一五
二〇	〃	〃	八七七番一五
二一	〃	〃	八七七番一五
二二	〃	〃	八七七番一五
二三	〃	〃	八七七番一五
二四	〃	〃	八七七番一五
二五	〃	〃	八七七番一六
二六	〃	〃	一、七六五番八
二七	〃	〃	一、七六五番一二
二八	〃	〃	一、七六五番一二
二九	〃	〃	一、七六五番一五
三〇	〃	〃	八七七番三六〇
三一	〃	〃	八七七番二四
三二	〃	〃	八七七番二四
三三	〃	〃	八七七番二四
三四	〃	〃	八七七番二四
三五	〃	〃	七八八番九二
三六	〃	〃	七八八番九二
三七	〃	〃	七八七番九
三八	〃	〃	七八五番二八
三九	〃	〃	七七九番七七
四〇	〃	〃	七七九番七四
四一	〃	〃	七八二番三
四二	〃	〃	七七九番七二
四三	〃	〃	七七九番七二
四四	〃	〃	一一九番二
四五	〃	〃	一一九番二

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番等
一	千葉市	小仲台	小仲台	次の図に示す地点
二	〃	〃	〃	八七七の一五
三	〃	〃	〃	七八八
四	〃	〃	〃	七八七の三
五	〃	〃	〃	七八五の四九
六	〃	〃	〃	七八五の五〇
七	〃	〃	〃	七八五の四八
八	〃	〃	〃	七七九の一
九	〃	〃	〃	七七九の一
十	〃	〃	〃	七七九の二〇
十一	〃	〃	〃	七七九の二〇
十二	〃	〃	〃	七八の五
十三	〃	〃	〃	一一九の二
十四	〃	〃	〃	一一八
十五	〃	〃	〃	一一七
十六	〃	〃	〃	一一五
十七	〃	〃	〃	八七七の六
十八	〃	〃	〃	八七七の八
十九	〃	〃	〃	八七七の二

標柱を設置した土地の地番等

小中台急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱二十二号までを順次結んだ線及び標柱二十二号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱二号を結ぶ線は市道〇四一六号線西端官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

二 廃止に係る区域

四六	〃	〃	〃	一一九番二
四七	〃	〃	〃	一一九番二
四八	〃	〃	〃	一一九番一
四九	〃	〃	〃	一一四番
五〇	〃	〃	〃	一一四番
五一	〃	〃	〃	一一七番一
五二	〃	〃	〃	一一六番
五三	〃	〃	〃	一一六番地先の道路敷

二十	〃	〃	〃	八七七の一五
二十一	〃	〃	〃	八七七の一五
二十二	〃	〃	〃	次の図に示す地点

縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所において)

千葉県告示第百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、佐倉都市計画公園事業を次のとおり認可した。
令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 施行者の名称 佐倉市

二 都市計画事業の種類及び名称 佐倉都市計画公園事業七・五・一号佐倉ふるさと広場

三 事業施行期間 令和五年三月三十一日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 佐倉市白井田字遠部及び角来字飯野向地内

使用の部分 なし

千葉県告示第百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、松戸都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 施行者の名称 松戸市

二 都市計画事業の種類及び名称 松戸都市計画公園事業五・六・一号二十一世紀の森と広場

三 事業施行期間 昭和五十六年六月五日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

千葉県告示第百六十号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第七条第七項の規定により、次の売りさばき人から名称及び所在地を変更した旨届出があった。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

売りさばき人の名称	変更後	変更前	売りさばき人の所在地	変更後	変更前	売りさばきの場所	変更
株式会社 アールドラ イバーズ西	株式会社 南自動車教習所	株式会社 柏	大阪府 大阪市 港区 磯路三丁目九番一五号	大阪府 大阪市 高柳二番地	柏市 高柳二番地	柏市 高柳二番地	令和四年十一月一日

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第七号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十二条の規定により、博物館登録原簿に次のように登録した。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

登録記号番号	登録年月日	名称	所在地	設置者の名称
第四十三号	令和五年三月十日	市原歴史博物館	市原市 能満一、四八九番地	市原市

千葉県教育委員会告示第八号

平成十七年千葉県教育委員会告示第四号(千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報)は、廃止する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

教育委員会教育長告示

千葉県教育委員会教育長告示第一号

千葉県文化財保護条例(昭和三十年千葉県条例第八号)第二十一条第七項の規定により、次に掲げる千葉県指定無形文化財の保持者の認定は解除された。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

表千葉県選挙管理委員会の項千葉県市若葉区都賀コミュニティセンターの目の次に次のように加える。

千葉県市若葉区千城台西二丁目一番号	目一番号	令和五年三月二十三日
-------------------	------	------------

表千葉県選挙管理委員会の項千葉県市緑区鎌取コミュニティセンターの目中

を	平成十六年四月十六日	に改める。
---	------------	-------

公告

行政書士法に基づく処分

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条の規定により、次のとおり処分した。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

行政書士法第十条及び第十三条違反

一 事務所の所在地 市川市市川一丁目一番二号カネムラNO. 2九〇二号室

二 氏名 小林 良行

三 登録番号 第一七〇八一八九一号

四 処分の内容 令和五年四月七日から七月六日までの業務の停止

行政書士法に基づく処分

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条の規定により、次のとおり処分した。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

行政書士法第十条及び第十三条違反

一 事務所の所在地 千葉市緑区大木戸町二二番地一五七

二 氏名 末元 洋平

三 登録番号 第二〇一〇〇〇四四号

四 処分の内容 令和五年四月七日から二十日までの業務の停止

行政書士法に基づく処分

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条の規定により、次のとおり処分した。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

行政書士法第十条及び第十三条違反

一 事務所の所在地 市川市宮久保三丁目二八番三号アールコンフォート一〇一号

二 氏名 南野 真一郎

三 登録番号 第二〇一〇〇七四〇号

四 処分の内容 令和五年四月七日から十三日までの業務の停止

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査のうち法第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を次のとおり定めた。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 申請及び請求(以下「申請等」という。)の時期

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

二 申請等の方法

1 郵送による方法

(一) 申請書類等の提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県県土整備部建設・不動産課

(二) 申請書類等

(1) 経営規模等評価の申請

経営規模等評価申請書(規則別記様式第二十五号の十四)に工事経歴書(規則

別記様式第二号)を添付するほか、知事が必要と認める資料として説明書で指定する書類を添付するものとする。

(2) 総合評定値の請求

総合評定値請求書(規則別記様式第二十五号の十四)に経営状況分析結果通知書(規則別記様式第二十五号の十三)を添付するものとする。

2 電子による方法

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(以下「JCIIP」という。)によるものとする。

三 申請等の用紙及び説明書の入手方法

千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keiei/jikou/index.html>)からのダウンロード等によるものとする。

四 手数料

1 経営規模等評価手数料

八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

2 総合評定値通知手数料

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

五 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、申請者及び請求者宛て郵送又はJCIIPにより通知する。

六 この公告に関する問合せ先

千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班 電話〇四三(二二三)三一一三

教育委員会教育長公告

公立学校教員採用候補者選考の実施

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十一条の規定により、令和六年度千葉県公立学校教員採用候補者選考を次のとおり実施する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

一 選考の区分並びに選考の対象となる職及び教科(科目)		職	教科(科目)
選考区分	一般選考	小学校の教諭等	技術
及び特例	中学校の教諭等	技術	美術、技術又は家庭及びこれら以外の教科のうちいずれか一の教科
選考			

特別選考	中学校又は高等学校の教諭等	国語 社会(地理歴史 公民) 数学 理科 音楽
等	高等学校の教諭等	美術 保健体育 家庭 英語
	養護教諭	書道 情報 農業(園芸 畜産 食品製造 土木造
	栄養教諭	園(工業(機械 電気 工業化学 建設) 商業
	特別支援学校の教諭等	水産(航海 機関) 福祉
	高等学校の教諭	家庭 情報 水産(航海 機関) 看護 福祉

注

- 1 教諭等とは、教諭及び任用の期限を付さない常勤の講師をいう。
- 2 日本国籍を有しない者を任用するに当たっては、任用の期限を付さない常勤の講師とする。

二 志願者の資格

- 1 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号のいずれにも該当しない者であること並びに平成十一年改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による準禁治産の宣告(心身耗弱を原因とするものを除く。)を受けている者でないこと。
 - 2 志願する職及び教科に相当する普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する普通免許状をいう。ただし、実習に係る免許状を除く。)を有する者又は令和六年三月三十一日までにこれを取得する見込みの者であること。
 - 3 昭和三十九年四月二日以降に生まれた者であること。
 - 4 ちば夢チャレンジ特別選考については、別に指定する資格に該当する者であること。
 - 5 特別選考及び特別選考については、別に指定する要件に該当する者であること。
- 三 選考期日
令和五年七月九日(日曜日)
- 四 選考場所
千葉市、市川市、習志野市若しくは四街道市内の公立学校又は岩手県盛岡市内の国立大学若しくは愛知県名古屋若しくは兵庫県内の私立大学(志願者には別途指示する。)
- 五 志願手続
1 電子申請による志願

特 定 調 達 公 告

千葉県のホームページからインターネットにより申し込むこと。令和五年四月三日(月曜日)午前九時から五月十二日(金曜日)午後五時までの間に受信したものに限り受け付ける。

2 資格を証明する書類の提出方法等

(一) 提出方法及び提出期間 郵送によるものとし、令和五年四月三日(月曜日)から五月十二日(金曜日)までの消印があるものを有効とする。

(二) 提出先 千葉県教育庁教育振興部教職員課及び各教育事務所並びに千葉市教育委員教育総務部教育職員課のうちから、志願する選考区分、職及び教科により別に指示する。

六 その他

1 選考の詳細については、別に実施要項が作成されるので参考にする。

2 この選考について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。

千葉県教育庁教育振興部教職員課任用班
電話〇四三(二二三)四〇四三・四〇四四

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月31日

千葉県知事 熊谷 俊 人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 千葉県議会公用タブレット端末貸借等 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年8月31日まで(貸借期間は令和5年9月1日から令和9年8月31日までとし、その前の期間は導入の期間とする。)
 - (4) 履行場所 千葉市中央区市場町1番5号 千葉県議会棟
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

<p>(金曜日) 令和5年3月31日</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-0855 千葉市中央区市場町1番5号 千葉県議会事務局総務課 電話043(223)2508</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年3月31日から4月14日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年5月10日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年5月10日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年5月11日午前10時 千葉県議会事務局総務課内</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号)の2。以下「財務規則」という。)第107条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 財務規則第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認</p>	<p>を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年4月14日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年4月14日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Leasing of tablet devices for official use, etc.: Iset.</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 10 May, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Secretariat to the Prefectural Assembly, Chiba Prefectural Assembly, 1-5 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-0855 Japan TEL 043-223-2508</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和5年3月31日</p>
--	--

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 可搬式無線LANアクセスポイント賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和10年9月30日まで（賃貸借期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日までとし、その前の期間は導入の期間とする。）
- (4) 履行場所 千葉県教育委員会教育長が指定する場所
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) 調達案件に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8662 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県教育庁教育振興部学習指導課ICT教育推進室 電話043（223）4178
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年3月31日から4月25日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

- ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年5月10日午後5時
 - イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年5月10日午後5時
 - (5) 開札の日時及び場所 令和5年5月11日午前10時 千葉県庁中庁舎9階企画管理部会議室
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。
 - (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県教育委員会教育長から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (4) 入札参加資格の確認
 - ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
 - (ア) 提出期限 令和5年4月25日午後5時
 - (イ) 提出先 3（2）電子入札システムのURLに同じ。
 - イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
 - (ア) 提出期限 令和5年4月25日午後5時
 - (イ) 提出場所 3（1）に示す場所
 - (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。
 - (6) 契約書の作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県教育委員会教育長が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契

約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。

(10) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be procured: Wireless LAN access points, etc. (Iset) (Rental)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 10 May, 2023

(3) Contact point for the notice: Educational Supervisors Division, Educational Promotion Department, Chiba Prefectural Board of Education, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8662 Japan TEL 043-223-4178

入札公告

次とおり一般競争入札に付する。

令和5年3月31日

千葉県知事 熊谷俊人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 自動車保管場所証明電子化システム賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

(6) 仕様書に示す条件に適合する機器等を納入できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 契約係 電話043(201)0110

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和5年3月31日から4月24日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年5月11日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年5月11日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 令和5年5月12日午前9時30分 千葉県警察本部5階入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

(4) 入札参加資格の確認

ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
(ア) 提出期限 令和5年4月24日午後5時

<p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年4月24日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: A Lease Contract for Electronic Automobile Storage Certification System, One Package</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 11 May, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chu-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110</p> <p>落札者等の公告 次のおり落札者等について公告する。 令和5年3月31日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>[掲載順序]</p>	<p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続</p> <p>⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>⑩更新時講習等に使用する教本 722, 400冊 ⑪千葉県警察本部総務部会計課 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 ⑫令和5年2月24日 ⑬一般財団法人全日本交通安全協会 東京都千代田区九段南四丁目8番13号 ⑭一冊当たり42,24円 ⑮一般競争入札 ⑯令和5年1月13日</p>
---	--

購読料

本号

一部

四二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八